

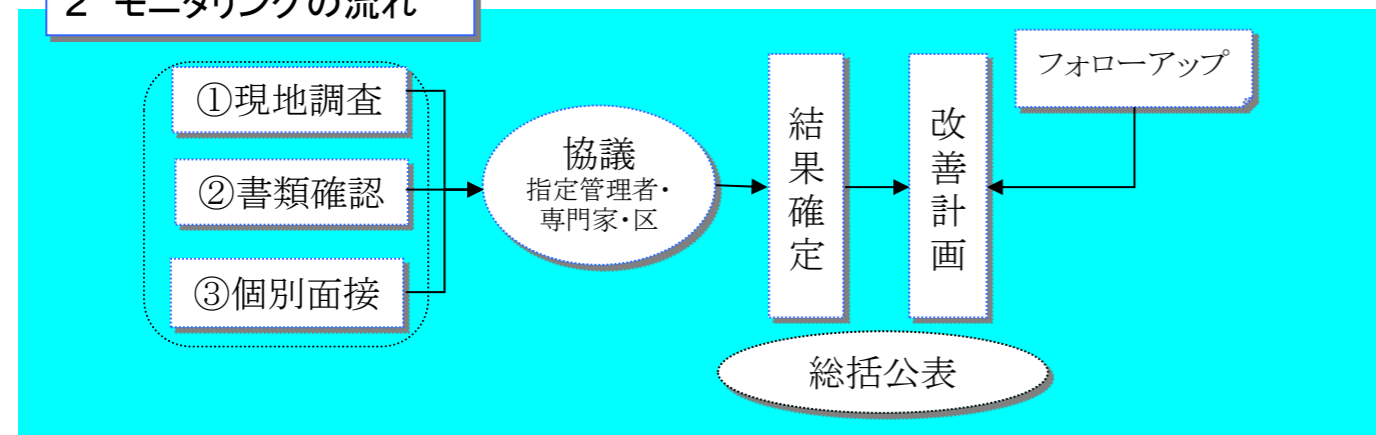
1 労働環境モニタリングの概要

○対象:事業所名 千代田区立図書館(千代田図書館、四番町図書館、神田まちかど図書館、昌平まちかど図書館、日比谷図書文化館)

○方法:社会保険労務士による現地確認、書類審査、施設長・事務管理者面接および職員面接

○実施時期:平成30年 1月11日～ 3月29日

2 モニタリングの流れ



3 モニタリングの視点

- (1) 職員の処遇・勤務形態等
職員名簿や出勤簿等の法定帳簿、雇用契約等に不備はないか。
- (2) 職員の身分の安定性
労働時間、休暇、賃金等の管理、36協定をはじめ労使協定は適正か。
- (3) 職員の労働環境・安全衛生
就業規則の整備、健康診断の実施や産業医選任などの安全衛生管理は適正か。
- (4) 外国人労働者・障がい者等関係
外国人雇用、障がい者雇用、高齢者雇用は適正か。

4 結果(指摘事項と改善策)

(1) 職員の処遇・勤務形態等

労働者名簿・賃金台帳・出勤簿等、労働基準法上の法定帳簿をすべて調製している。雇入時の労働条件は、無期雇用従業員は「労働条件通知書」等、有期雇用従業員は「雇用契約書」等により通知している。

雇用形態はいわゆる正社員である雇用期間の定めのない正規職員と、雇用期間の定めがある非正規職員、短期間のパート職員及び派遣職員がいる。また、専門員として業務委託者がある。雇用関係のない業務委託者は委託契約を取り交わし運用している。

以上の点から、この分野に関しては、僅かに検討すべき事項が散見されるものの、すでに改善に取り組んでいることから、適正な雇用管理が実施されていると評価できる。

(2) 職員の身分の安定性

労働時間管理について、タイムカードの記録と賃金支払基礎となる労働時間に差が生じていた事例があった。これらを是正し適正に労働時間を管理するために「労働時間管理シート」を作成し実態に合わせた運用を平成30年2月より開始した。

今後は職場在籍時間と労働時間の区分を明確にすることで、適正な労働時間を管理することが期待できる。

休憩・休日および休暇の管理にはおおむね適正に行われている。

社会保険、雇用保険の資格取得喪失などは、適正に届出されている。

育児休業・介護休業は法改正に適正に対応している。

以上の点から、この分野に関しては、一部改善すべき箇所を認めるものの、すでに改善に取り組んでいることから、職員の身分の安定性という観点からは、良好と評価できる。

(3) 職員の労働環境・安全衛生

就業規則、賃金規程、育児・介護休業規程、出張旅費規程、慶事見舞金規定、退職金規程、パートタイマー就業規則等、関連諸規程は、十分に整備されている。また、法改正に合わせて改定もされている。

36協定届については、協定有効期間始期前に管轄労働基準監督書への届出が確認できたが、労働者代表の選任過程や、協定内容等について、一部の社員への周知が徹底されていなかった。これについては、平成30年3月以降、社内で講習会を開催し、全社に周知することを徹底するように改善された。

ハラスメント防止については、新たに「ハラスメント防止規程」を作成し、ハラスメントの禁止および相談窓口等について、全社に周知した。

定期健康診断は法定どおり実施し記録も保管されている。

(4) 外国人労働者・障がい者等関係

千代田図書館において、外国人労働者および障害者雇用、高齢者の雇用の実態はない。

日比谷図書文化館において、障がい者は1名雇用している。